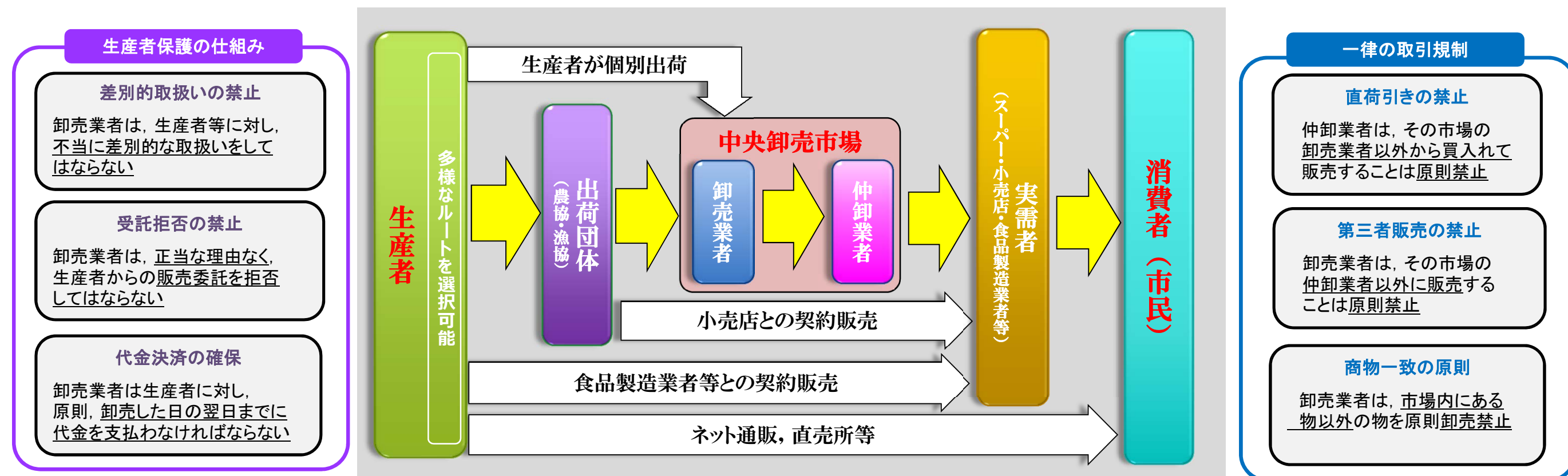


# 市場の開設及び運営に関する基本的な考え方について

## 1 中央卸売市場の機能と現状

中央卸売市場は、安全・安心で良質な生鮮食料品を消費者である市民に円滑かつ安定的に供給するために重要な公共的・基幹的なインフラ。

近年、生鮮食料品のネット販売など流通ルートが多様化しているが、集荷（卸売業者）・分荷（仲卸業者）・価格形成等の調整機能や生産者保護の仕組みを有する中央卸売市場は、生産者の重要な出荷先の選択肢の1つであり、現在も市民に安全・安心で良質な生鮮食料品を円滑かつ安定的に供給するための重要なルートであり食品流通の核となっている。



## 2 法改正による国のねらい

① 中央卸売市場の開設者を自治体に限定した認可制を廃止。

中央卸売市場は今後も食品流通の核として堅持することとし、生産者保護の仕組みを遵守し、高い公共性を有する者に中央卸売市場を認定。

② 実態に合わなくなった一律の取引規制を原則廃止。

市場ごとの特徴を活かした柔軟な取引を可能にし、生産者・消費者のメリットを向上することで市場を活性化。

## 3 本市の対応

① 本市が、市民に安全・安心で良質な生鮮食料品を円滑かつ安定的に供給するために、国の認定を受け、引き続き中央卸売市場の開設者として市場の開設及び運営に携わっていく。

② 法改正の主旨を踏まえた条例改正を行い、生産者・消費者双方のメリットとなるよう、市場ごとの特徴を活かした柔軟な取組みによって市場の活性化を実現する。

# 市場の開設及び運営に関する基本的な考え方について

## 4 市場の開設及び運営に関する基本的な考え方

条例改正に先立ち、本市が引き続き中央卸売市場の開設者となる理由・目的を明らかにし、今後の市場の開設及び運営の基本的な考え方を以下に示す。

	現行法での国の関与	法改正の要旨	本市の考え方
市場の開設及び運営に関すること	中央卸売市場の開設は、国が指定した自治体に限り認可する【認可制】	共通ルールを遵守し公正・安定的に取引できる者を、国が中央卸売市場に認定【認定制】	市民に安全・安心で良質な生鮮食料品を安定供給するため、国に認定申請する
	国が、市場ごとに生鮮食料品の流通圏とする開設区域(福岡市)を指定	開設区域を廃止 (開設者が自ら主たる供給区域を設定)	福岡市を主たる供給区域に設定して、福岡市民の食生活を支える
	国が、市場整備の基本方針や計画を策定し、開設者への費用補助を行う	国は、開設者が策定した市場整備の計画を認定し、開設者への費用補助を行う	市場整備については、国から計画の認定を受けた上で、費用補助を活用し実施する
市場内業者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が卸売業者に営業を許可</li> <li>開設者が仲卸業者に営業を許可</li> </ul>	営業の許可制を廃止	現行基準(業務を適確に遂行する知識・経験を有する者等)を踏まえ、本市の基準を満たす者に営業を認める
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が卸売業者の業務及び財務を指導監督</li> <li>開設者が仲卸業者の業務及び財務を指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は開設者を通じて卸売業者の業務及び財務をモニタリング</li> <li>(仲卸業者に関する規定は無し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者の業務及び財務を指導監督</li> <li>仲卸業者の業務及び財務を指導監督</li> </ul>
取引に関すること	卸売業者が、その市場の仲卸業者以外に販売することを原則禁止【第三者販売の禁止】	国は一律の取引規制を廃止【市場ごとの特徴を活かす取引規制は設定可能】	法改正の主旨を踏まえ、本市としても規制を緩和
	仲卸業者が、その市場の卸売業者以外から買い入れて販売することを原則禁止【直荷引きの禁止】		
	卸売業者が、市場内にある物以外の物を卸売することを原則禁止【商物一致の原則】		

## 5 スケジュール(想定)

